

平成 28 年 3 月 7 日

関係各位

不適正支出問題についてのご報告

学校法人嘉悦学園
理事長 佐野 陽子

この度、学校法人嘉悦学園では、昨年末に報道されたように前理事長（嘉悦克氏）をめぐる不適正支出問題が発生しました。その結果、世間をお騒がせすることになり、皆様に大変ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。前理事長には当学園を発展させた功績がございましたが、公私混同・学園の私物化といえるような身内への利益誘導となる報酬設定や顧問人事などを通して、学園の資金収支の赤字が常態化している中で、不適正な支出を続けておりました。本件については、文部科学省からのご指導もあり、第三者委員会に調査を依頼し、この度最終報告書を受け取り、文部科学省にも報告いたしました。当学園では、この報告書内容を真摯に受け止め、ここに事実および責任関係を明らかにするとともに、再発防止策を策定いたしました。

ここに調査結果の概要等を報告いたします。

第 1 事実関係について

【第三者委員会の調査結果の概要等は次の通りです】

① 前理事長の給与、賞与及び手当

給与、賞与及び入試手当について、根拠不明確な支出や明らかに不正な支出が多数確認されました。

② 特別顧問への報酬の支払い

前理事長の同族者との間で顧問委嘱契約が締結され、報酬が支払われていましたが、顧問としての実体が全く伴わない不正な支出でした。

③ 前理事長等に係る経費支出

前理事長の渉外費、福利厚生費、旅費交通費について、一定金額の私的流用が推定されました。前理事長の子である前常務理事（嘉悦康太氏）の法人カードの使用についても、支出行為そのものにガバナンスの重大な欠如がありました。

④ 不適正支出額の認定等

当学園といたしましては、第三者委員会の報告書に記載された内容をもとに精査を行った結果、不適正支出金額の合計を 85,832,613 円と認定しました。またその他にも各種ガバナンス上の問題があったことが認められました。

第2 責任の所在について

当学園理事会では、このたびの不適正支出問題に関して、文部科学省からのご指導と第三者委員会の報告書を受け、不適正支出問題の責任の所在に関し、以下の措置を取ることにしました。

1. 嘉悦克（前）理事長・・・解任

第三者委員会の報告書により理事長に不適切な支出が認められたため、平成27年12月18日付で理事長職の解任を決議しました。当学園への返済義務や返済金額については嘉悦克氏45,795,814円、嘉悦克氏の配偶者38,915,776円と認定し、それぞれ既返還分との差額を請求することとします。別途、法的側面については、必要な場合は損害賠償請求等の法的措置を取ることを検討します。

2. 嘉悦康太（前）常務理事兼法人事務局長・・・法人事務局長：解任、常務理事：辞任、 教職員：退職、理事・評議員：地位喪失

平成27年12月18日付で法人事務局長の職を解任しました。また、常務理事の職を平成27年12月24日付で辞任しました。加えて、平成28年3月31日付で当学園を退職すること、したがって同日付で理事、評議員の地位も喪失することが決定しています。

当学園への返済義務や返済金額については、1,121,023円と認定し、既返還分との差額を請求することとします。

3. 理事会・・・1号理事を除く理事全員：辞任、学内理事5名：譴責

1号理事（学長、校長）を除く全理事が、平成28年3月31日付で辞任届を理事長に自発的に提出することとしました。また、辞任した理事は原則再任されないこととします。これに加えて学内理事5名は自ら譴責処分を受けることを願い出て、理事会で了承されました。

4. 監事・・・1名 辞任

2名の監事のうち平成13年6月から監事を務めてきた1名の監事は、健康上の理由により平成27年12月24日付で辞任しました。平成26年6月から監事を務めてきた1名の監事は、就任後ガバナンス改革等について積極的に意見具申してきたことを考慮し、処分なしとします。

5. 監査法人・・・契約終了

現監査法人は平成27年度監査の終了をもって、契約を打ち切り、新しい監査法人に切り替えることにします。

6. 法人事務局総務部長・・・減給

不適正支出を制止できなかった責任もあるため、以下のとおり決定しました。

法人事務局総務部長：減給（その額は1カ月分の賃金総額の10%）

第3 再発防止策について

ガバナンス・コンプライアンスの強化を図ることにより、透明性の高い経営を目指します。

1. 同族経営の弊害の防止
2. 改革委員会の発足

改革委員長には理事長が就任し、1号理事2名（学長、校長）、監事のほか、学内外の委員で構成することになります。同委員会では、以下のガバナンス・コンプライアンスの具体的な改善方策を立案し、理事会に具申します。

① ガバナンス・コンプライアンス強化の具体策について

- ・創業家は経営や法人運営から離れる。
- ・理事長の校長・学長の兼務、常務理事の法人事務局長兼務は行わない。
- ・法人事務局（長）の権限・予算規模を縮小する。
- ・理事の選任過程、人選方法を客観化・透明化する。
- ・弁護士の学外理事選任、コンプライアンス関連規程整備、コンプライアンス委員会設置などを行う。
- ・公益通報制度の連絡先を外部の弁護士事務所等とする。
- ・経営の最高意思決定機関としての理事会、また諮問機関としての評議員会、この両機関が実質的に機能するよう、必要な体制整備を行う。

② 三様監査の強化について

- ・監事の各種重要会議への出席権や資料請求権について明確化し、常勤監事導入も視野に入れる。
- ・内部監査報告書は理事長ではなく理事会に提出し、内部監査委員会の強化、充実を図る。

③ 理事長の給与・賞与・手当について

- ・「役員報酬規程」を役職ごとの報酬の上限を定めるように変更し、役員報酬の透明化を図る。
- ・具体的な役員報酬額については理事会で決定する。

④ 特別顧問の雇用について

- ・特別顧問は雇用しない。

⑤ 理事長・常務理事の経費支出の適正化について

- ・渉外費等の支出明細（目的、相手、金額等）の透明化を図り、求めに応じて公表する。
- ・法人カードの個人所持を認めない。

【本件に関するお問い合わせ先】

法人事務局総務部 高橋・永井

TEL 042-466-7182

以上